

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可（北海道開発局）業者用】（1/2）

（令和6年3月）

チェック	確認書類	備考	
<input type="checkbox"/>	1 審査対象年度 ・消費税確定申告書及び消費税確定申告書付表2 ・税目「消費税及地方消費税」の納税証明書（その1）		
<input type="checkbox"/>	2 審査対象年度 ・工事経歴書（様式第2号）に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書・請書 ※業種ごとに元請・下請の区分なく、記載順に上から3件（3件に満たない場合は全て）	JV受注工事が含まれる場合は、JV協定書も提出すること	
<input type="checkbox"/>	3 審査対象年度 ・法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）他の写し	減価償却実施額の該当箇所 に下線を付けること	
<input type="checkbox"/>	4 技術職員及び公認会計士等（16）に計上している方の常勤性等の証明	以下の資料（常勤性の証明①～②）の”いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額を通知する書面 以下の資料（雇用期間の証明③～④）の”いずれか” ③事業所の名称が記載された健康保険被保険者証（健康保険組合が発行した資格証明書も可） ※あらかじめ被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出すること。 ④雇用保険被保険者資格取得確認通知書 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号） ・継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 ※労働基準監督署の受付印のある表紙、定年及び継続雇用制度について記載のある頁のみでも可	審査基準日の直前に発行・作成されたもの 余白に下記のとおり記載 ・新規掲載者は”新” ・技術職員名簿掲載者は頁と通番（例：3-17） ・公認会計士等は通番（例：経-1）
<input type="checkbox"/>	5 技術職員の資格等の証明	技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 ①合格証等（前年度の経審において技術職員名簿に記載されている場合等は省略可（ただし有効期限の定めのあるものは省略不可）） ②監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ※審査基準日現在において監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。	技術職員名簿の記載順に、1人の技術者ごとに合格証等、監理技術者資格者証、講習修了証の順にセットすること
<input type="checkbox"/>	6 [項番41] 雇用保険加入	①労働保険概算・確定保険料申告書 ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書（労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可）	審査基準日を含む期のもの
<input type="checkbox"/>	7 [項番42] 健康保険加入	保険料の納入に係る領収証書（納入証明書でも可）	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	8 [項番43] 厚生年金保険加入	保険料の納入に係る領収証書	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	9 [項番44] 建設業退職金共済制度加入	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	10 [項番45] 退職一時金若しくは企業年金制度導入	以下の資料（退職一時金①～③又は企業年金④～⑦）の”いずれか” ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規定部分も含めて提出すること） ④厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑦資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	11 [項番46] 法定外労働災害補償制度加入	以下の資料（①～④）の”いずれか” ①（公財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②（一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③（一社）全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面 ⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件のすべてを満たすものであること。 ・業務災害及び通勤災害のいずれも対象であること。 ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。 ・直接雇用関係にある職員及び下請負人（数字の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること。	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	12 [項番49] CPD単位の取得数	審査基準日以前1年間に、技術者が取得したCPD単位数を証する書面 ※技術職員名簿に記載のない技術者で、CPD単位を取得したものがいる場合は、次のものを提出すること。 ・「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号） ・「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載の技術者に係る、常勤性及び雇用期間を証明する書面並びに検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面	余白に下記のとおり記載 ・技術職員名簿のページと通番（例：3-17） ・CPD単位を取得した技術者名簿の通番（例：技-5）
<input type="checkbox"/>	13 [項番50] 技能レベルの向上者数	①「技能者名簿」（様式第5号） ②認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書面 ③（技能者数を示すものとして）審査基準日において稼働している工事に係る施工体制台帳の作業員名簿 ④「技能者名簿」に記載の技能者に係る、常勤性及び雇用期間を証明する書面	

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可（北海道開発局）業者用】（2/2）

（令和6年3月）

<input type="checkbox"/>	14	[項番51~53] ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	・審査基準日以前に各認定（えるほし・くるみん・ユースエール認定等）を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書等）の写し ・審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる資料（厚生労働省の公表資料やデータベース等の写し）	
<input type="checkbox"/>	15	[項番54] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことの誓約書（様式第6号）	令和5年8月14日以降に審査基準日を迎える申請から審査対象
<input type="checkbox"/>	16	[項番56] 民事再生法又は会社更生法の適用	「再生手続又は更正手続開始決定日」、「再生計画又は再生計画認可日」及び「再生手続又は更正手続終結決定日」を確認することができる書類	
<input type="checkbox"/>	17	[項番57] 防災協定の締結	以下の資料（①~②）の”いずれか” ①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と、直接協定を締結している場合は防災協定書 ②申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの（協定書・活動計画書等）	審査基準日時点で有効な協定であることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	18	[項番58・59] 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書（法第28条に基づく処分） ※審査事業対象年度の一年間の状況	発注者が行う指名停止等は該当しません
<input type="checkbox"/>	19	[項番60] 監査の受審状況	以下の資料（①~③）の”いずれか” ①有価証券報告書若しくは監査証明書 ②会計参与報告書 ③建設業の経理実務の責任者（社内常勤）のうち公認会計士、税理士及び1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したもの	
<input type="checkbox"/>	20	[項番61・62] ・公認会計士等の数 ・二級登録経理試験合格者等の数	・（公認会計士）公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面 ・（税理士）所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・（1級又は2級登録経理試験の合格者）合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない合格を証明する書面 ・（1級又は2級登録経理講習の受講者）講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない講習受講を証明する書面 ※平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日が令和5年3月31日までの申請については、引き続き経営事項審査の評価対象となります	4の常勤性の証明も必要になります
<input type="checkbox"/>	21	[項番63] 研究開発費の状況	注記表（様式第17号の2）	[項番60]で「1」を選択した場合のみになります
<input type="checkbox"/>	22	[項番64] 建設機械の保有状況	①建設機械の保有状況一覧表 ②売買契約書又はリース契約書（リース契約書は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る） ③以下の書類を提出 ・特定自主検査記録表 ヨバル系掘削機（ヨバル、バツク、ドラグライ、クムヰル、クルン又はバィド ライバーのアタッチメントを有するもの）、ブルドーザー（自重3ト以上）、トラクターヨバル（バケット容量0.4立法メートル以上）、モーターグレーダー（自重5ト以上）、締固め用機械（ロードローラー、リフトローラー、タイヤローラー及び振動ローラー）、解体用機械（油圧ブレーカ、空圧ブレーカ、鉄骨裁断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）、高所作業車（作業床の高さが2m以上） ・自動車検査証 タンク・ダンプフルトラ・ダンプセトル（「車体の形状」欄に左記の記載があるもの（土砂等以外のものを積載物とするものは除く）） ・製造時等検査証又は性能検査証 移動式クレーン（つり上げ荷重3ト以上）	一覧表の記載順に、1台の機械ごとに契約書、検査記録表の順にセットすること（契約書、検査記録表は審査基準日時点で有効なものであること）※前審査対象事業年度以前に申請済みの場合であっても契約書は省略できません
<input type="checkbox"/>	23	[項番65~67] 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録証及び付属書（認証範囲を確認することができる書面） ※次の要件のすべてを満たすものであること。 ・認証範囲に建設業が含まれていること ・建設業法上の主たる営業所及び従たる営業所の全てが認証範囲に含まれていること	

※1 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※2 「確認書類」は返却いたしませんので、原本ではなく必ず写し（コピー等）を提出してください。